

東京大学先端科学技術研究センター共同研究創出支援事業  
新技術・新製品開発事業化可能性調査事業の募集について

1 対象事業

次に掲げる事業に対して、東京大学先端科学技術研究センター（以下：「先端研」）及び公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下：「I S I C O」）からの補助金の交付等により支援を行います。

(1) 事業内容

先端研に所属する教員（以下：「先端研教員」）及び石川県内企業（以下：「企業」）等からなる連携体が実施する、先端研の技術シーズを活用した新技術・新製品等の研究開発において必要となる調査（実用化可能性調査、技術課題解決のための調査、市場調査等）（以下：「本調査」）を対象とします。

ただし、本補助金の交付等を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

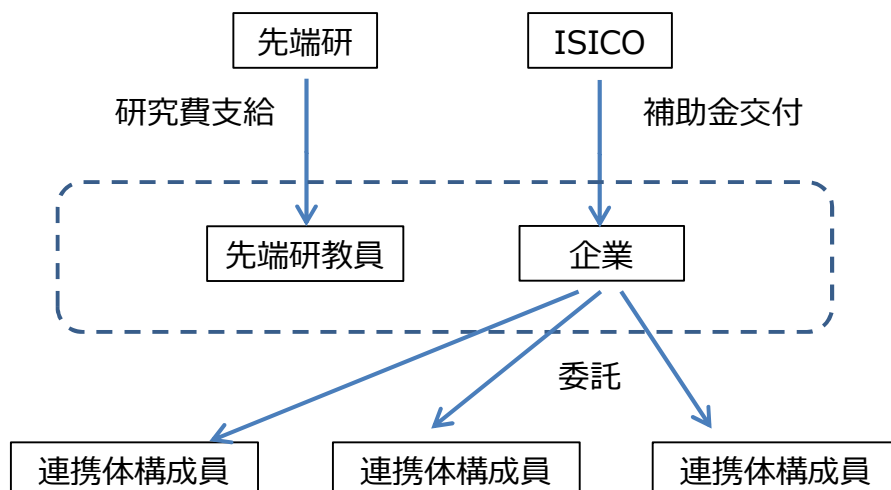
(2) 実施期間

7ヶ月程度

なお、年度をまたがる事業は対象となりません。

(3) 事業の実施方法等

- ① 先端研教員が分担する本調査に係る経費は、先端研が負担します。
- ② 企業が分担する本調査に係る経費は、I S I C Oから、企業に対して補助金（補助率 10/10）を交付します。（他の連携体構成員は、基本的に企業からの委託により共同開発を実施することとなります。）



## 2 対象者

以下の（１）及び（２）等からなる連携体

### （１）先端研教員

次に掲げる項目の全てに該当する者

- ① 国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターに在職している教授、准教授、講師、助教（特任教員※１、客員教員※２の者を除く。）。もしくは、特任教員又は客員教員のうち、雇用条件等で本調査を行うことが職務の一環として認められる者。
- ② 上記「１対象事業」を提案する「連携体(※３)」の代表者であること。

### （２）企業

次に掲げる項目の全てに該当する者

- ① 石川県内に事業所を有する企業(※４)
- ② 上記「１対象事業」を提案する「連携体(※３)」の代表者であること。

#### ※１「特任教員」の定義

次に掲げる役職のいずれかに該当する者とします。  
・特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教

#### ※２「客員教員」の定義

次に掲げる役職のいずれかに該当する者とします。  
・客員教授、客員准教授

#### ※３「連携体」の定義

次に掲げる各項目の全てに該当する者とします。  
・先端研教員及び企業を含む２者以上で構成される連携であること。  
・新製品、新技術、新サービスの開発を目的とした連携であること。  
・基本的に本調査に関して相互補完的な関係とし、連携体内での役割分担が明確であり、その内容について合意済であること。

注) 建物の建設等を目的とした共同企業体、製品の販売のみを目的とした商社・代理店等との関係、随時発生する物品等の購入先との関係は、「連携」とはみなしません。

※ 4「石川県内に事業所を有する企業」の定義

次に掲げる各項目のいずれかに該当する者とします。

- ・石川県内に本社のある企業
- ・石川県内に事業本部又はそれに類する組織を持つ企業（本調査結果の事業展開が当該組織で行われる場合に限る。）
- ・石川県内に開発部門を有する企業（本調査が当該開発部門で主体的に行われ、かつ本調査結果が本県の産業政策上有効と認められるもの。）

3 事業費および対象となる経費

(1) 事業費（1件あたり）

①「先端研教員が本調査に要する経費」と、②「企業が本調査に要する経費」の合計が1,000千円以内

ただし、①と②の経費の比率が概ね、1：2であること

例

①先端研教員		②企業		
330千円	+	670千円	=	1,000千円
⇒ ①と②の比率が概ね1：2				

「企業が本調査に要する経費」の補助率は定額（10／10）です。

※本調査の結果を踏まえて、国等の研究開発助成事業に申請を予定している場合は合計2,000千円以内となります。

※採択された場合であっても、採択件数や予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

(2) 対象となる経費

実施者	項目	内容	備考
先端研 教員	人件費・謝金	本調査に直接従事する者の人件費や本調査の遂行に必要な知識・情報・技術等の提供に対する謝金	先端研が 負担
	備品費	本調査の遂行に必要な機械装置等の購入費又はその製作設計に要する直接材料費、加工費	
	旅費	本調査の遂行に必要な資料・情報収集等を行うための旅費	
	材料・消耗品費	本調査の遂行に直接使用する材料、消耗品等の購入に要する費用	
	雑役務費	本調査の遂行に必要な役務費	
	通信運搬費	本調査の遂行に必要な通信運搬費	
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、先端研が特に必要と認める経費	
企業	材料・消耗品費	本調査の遂行に直接使用する材料、消耗品等の購入に要する費用	対象経費 のうち、 2 / 3 以 内を I S I C O が 補助金交 付  ※先端 研へ支払 う経費は 補助対 象外
	旅費	本調査の遂行に必要な資料・情報収集等を行うための旅費	
	謝金	外部の者から本調査の遂行に必要な専門知識の提供を受けるために支払う謝礼	
	機器・設備等賃借料	本調査の遂行に必要な機器・設備等の借上に要する費用	
	外注加工・評価分析費	本調査の遂行に必要な試験片の加工、分析・検査等の外注依頼に要する費用	
	委託費	本調査の一部を委託するために必要な費用。大学や公設試験研究機関と共同研究、先行技術調査（特許調査）、市場調査等。 <b>*対象経費総額の 50%未満であること</b>	
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める経費	

#### 4 採択件数

3 件程度を予定しています。

#### 5 応募方法

上記「1 対象事業」及び「2 対象者」に該当し、事業の実施を希望する場合は、

##### ①事業計画書（別添様式）

必ず別紙 1 ～ 5 を添付してください。

※事業計画書 1 枚目の「提案者 1 東大先端研」欄については、捺印は不要です。

「提案者 2 企業」欄については、代表者印の捺印が必要です。

##### ②企業および連携体の決算書（直近 2 カ年分）

貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書が必要です。

（個人事業主の方は②の代わりに直近 2 カ年分の確定申告書の写しを提出してください。また、②は大学、公的試験研究機関の場合は不要です。）

※必要書類が揃っていない場合は申請書を受け取ることができませんのでよく確認の上、提出してください。

※応募申請時に有効な経営革新計画等の認定を受けている事業者（申請中を含む）は、加点の対象となる場合がありますので、上記に加え、認定書の写しを提出してください。

※事業計画書の様式は、I S I C O のホームページからダウンロードできます。

【U R L】 <https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/u-tokyo.html>

##### （1）募集期間

令和 2 年 5 月 1 2 日（火）から令和 2 年 6 月 3 0 日（火）午後 4 時（必着）

※計画書等の提出は、原則郵送に限ります。直接持参を希望の方は、事前にご相談ください（F A X、電子メールでの提出はできません）。

##### （2）提出部数

2 部

##### （3）提出先及び問い合わせ先

###### ①提出先

公益財団法人石川県産業創出支援機構 プロジェクト推進部（担当：牧野・古川・高橋）

〒920-8203 石川県金沢市鞍月 2-20 石川県地場産業振興センター新館 2F  
Tel 076-267-6291 Fax 076-268-1322

## ②問い合わせ先

①の提出先、または、以下にお問い合わせください。

東京大学先端科学技術研究センター 経営戦略企画室（担当：佐野）  
〒153-8904 東京都目黒区駒場 4-6-1 14号館 101号室  
Tel 03-5452-5106 Fax 03-5452-5425

## 6 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

### (1) 審査方法（予定）

提案案件は、外部専門家等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて、先端研及び I S I C O が採択案件を決定します。

- ・事前に提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・審査時にプレゼンテーションをしていただくことがあります。
- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。

### (2) 審査

#### ●技術面

#### ①調査体制の妥当性

本調査を行う十分な体制が整っているか。

#### ②本調査の目的・目標・必要性

本調査の目的や目標が妥当か、本調査の必要性はあるか。

#### ③基礎となる技術の優位性

本調査の基礎となる技術に新規性・独創性・革新性があるか。

#### ④本調査の実施内容・方法の妥当性

実施内容や方法が妥当か。

#### ●事業化面

#### ①事業化計画の妥当性

市場分析、生産・販売体制等、事業化計画が練られているか。

## 7 スケジュール（予定）

	時 期
審査	7月上旬 ～ 7月下旬
採択、事業開始	8月中

## 8 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

### (1) 事業の実施体制について

事業の実施にあたっては企業と先端研とで共同研究契約を締結する必要があります。

### (2) I S I C Oから企業に対する補助対象事業に係るもの

#### ①報告書の提出

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

事業の終了後5年間、事業化等の状況について報告書の提出を求めることがあります。

#### ②補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

#### ③書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

#### ④検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

#### ⑤収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。

### (3) 先端研が費用を負担した本調査に係るもの

国立大学法人東京大学の規程に拠ります。